

当該事業年度開始の日において行う公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容について記載した書類

個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	労災診療被災労働者援護事業：国により指定された労災指定医療機関等（以下「指定病院等」という。）が実施した労災診療に係る労災診療費相当額を当財団が立替えて支払う事業	

〔1〕事業の概要について（注1）

(1) 事業目的

指定病院等は、労働災害の被災労働者（以下「被災労働者」という。）から労災診療を求められたときは、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）の行政決定をまたず、労災診療を実施する必要があるが、監督署長の行政決定までに期間がかかることがあるため、この間、労災診療を行ったにもかかわらず労災診療費の支払いを受けられない。

このため、当財団が国からの補助（労災診療被災労働者援護事業補助金 平成 24 年度予算額 29 億 21 百万円）を受けて、指定病院等が行った労災診療の診療費相当額について、無利子・無担保で立替払いを行い、後日、監督署長の行政決定があったときに、当財団が立替えた労災診療費を指定病院等に代わって国から受領し、精算する事業である。

指定病院等は、監督署長の行政決定をまたず、当財団から労災診療費相当額の立替払いを受けることができるため、経済的な不利益を懸念することなく労災診療に専念できることから、被災労働者は何ら負担なく指定病院等から労災診療を受けることが可能になる。

また、指定病院等は、監督署長の行政決定があるまでの間、労災診療費の支払いを受けられないという指定病院等であるための不利益が回避できるため、被災労働者は何ら負担なく指定病院等から政府に代わって労災保険による療養（労災診療）を受けられることを目的としている国の労災指定医制度の円滑な維持運営が可能となる。

(2) 事業内容

ア 立替払い額及び精算方法

立替払い額は、指定病院等が都道府県労働局（以下「労働局」という。）に請求した労災診療費相当額である。金額に制限はなく、無利子・無担保である。

請求した労災診療費について労働局が支給決定したとき、当財団が当該診療費を指定病院等に代わって受領することにより精算している。

平成 23 年度立替払い金額 1,842 億 7,801 万円

イ 立替払い方法

労働局に指定病院等が請求した労災診療費請求書に基づき、当財団が労働局から立替払いに必要なデータの提供を受け、請求された労災診療費相当額を、請求月と同月内に指定病院等に立替払いしている。

ウ 事業対象

全国の指定病院等であり、立替払いを受けるためには、当財団と労災診療援護貸付金貸付契約（以下「援護契約」という。）を締結することとなる。援護契約は指定病院等であること以外に条件はなく、また、契約にあり契約金、手数料等指定病院等の負担は一切ない。

平成 23 年度末指定病院等の数 約 39,000

平成 23 年度末援護契約締結指定病院等 29,279

(3) 財源

全額、国からの補助金（労災診療被災労働者援護事業補助金）による。

(4) その他

本事業に係る指定病院等との援護契約は、法律的には貸付契約の形態をとることとなるが、事業内容は立替払いである。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		定款第4条第1項第1号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
08	本事業の実施によって、指定病院等は経済的な不利益を懸念することなく労災診療に専念できることから、被災労働者の迅速な社会復帰が図られること、また、被災労働者は何ら負担することなく労災診療を受けられることにより、勤労者全体の福祉の向上に寄与していることは明らかである。	
18	本事業の実施によって、監督署長の行政決定があるまで労災診療費が支払われないという指定病院等であるための不利益が回避される結果、被災労働者は何ら負担なく指定病院等から政府に代わって労災保険による療養給付(労災診療)を受けられることを目的としている国の労災指定医制度の円滑な維持運営が可能となるものであり、国政の健全な運営の確保に資していることは明らかである。	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>1 事業目的 本事業は、被災労働者の迅速な社会復帰の促進及び労災指定医制度の円滑な維持運営を図るものであって、不特定多数でない者の利益増進を図るものではない。</p> <p>2 事業の合目的性 ア 事業対象は全国の指定病院等である。本事業の実施によって、被災労働者は迅速な社会復帰が図られ、かつ、何ら負担なく労災診療を受けることが可能となるものであって、受益の機会は全国の指定病院等及び勤労者全体が享受するものである。</p> <p>イ 立替払いは、指定病院等から労働局に提出された労災診療費請求書に基づき、労働局が受付・確認をした立替払いに必要なデータを、当財団が提供を受け、当該データを当財団のシステムチェックを行った上で立替払いを実施するなど、公的機関との緊密な連携のもとに実施しており、事業運営の適正化が図られている。</p> <p>ウ～エは該当がない。</p> <p>その他の説明事項 営利団体であれば、立替払いには利息をつけることが可能であるが、指定病院等は監督署長の行政決定をまず労災診療の実施を必要とされながら、その間の立替払いに利息をつけるのは、労災指定医制度の円滑な維持等の国政目的のためには適切と考えられないため、当財団が無利子・無担保で実施しているものである。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 2	労災診療補償保険事業：不支給となった労災診療費と、支払われた健康保険等（以下「健保等」という。）との差額を補償する事業	

[1] 事業の概要について（注1）

<p>(1) 事業目的</p> <p>国により指定された労災指定医療機関等（以下「指定病院等」という。）は、労働災害の被災労働者（以下「被災労働者」という。）から労災診療を求められたときは、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）の行政決定をまたず、労災診療を実施する必要があるが、後日、監督署長が、指定病院等から請求のあった労災診療費について不支給の決定をした場合、指定病院等は改めて健保等に請求することになる。</p> <p>しかし、労災診療費と健保等との間には、診療単価等に相違がある（健保等は診療点数1点が10円、労災保険は1点が12円）こと及び労災診療のみに特別に認められた診療行為を実施することなどにより、労災診療を実施したにもかかわらず、それに見合う支払を受けられないことになる。</p> <p>このため、健保等との差額を本事業で補償することにより、指定病院等は経済的な不利益を懸念することなく労災診療に専念できることから、労災保険法の理念とする被災労働者の迅速な社会復帰の促進が図られること、また、労災診療を実施したにもかかわらず、労災診療費相当額の支払いを受けられないという指定病院等であるための不利益が回避できるため、被災労働者は何ら負担なく指定病院等から政府に代わって労災保険による療養（労災診療）を受けられることを目的としている国の労災指定医制度の円滑な維持運営が可能となる。</p> <p>なお、本事業は、現在共済事業として実施しているが、保険業法の改正による特定保険業としての認可を申請中である。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>ア 補償額</p> <p>補償額は、指定病院等が都道府県労働局へ請求した労災診療費と、実際に支払われた健保等による診療費との差額である。被災労働者が行方不明等により、指定病院等が健保等における自己負担分を受領できない場合は、当該本人負担分も対象とする。金額に制限はない。</p> <p>平成23年度補償件数 3,983件 平成23年度補償額 3億8,898万円</p> <p>イ 補償方法</p> <p>労災診療費の不支給決定があったとき、指定病院等は、労災診療費内訳書と健保等に対する診療報酬明細書等の写しを添えて、当財団に健保等との差額分等の請求を行い、当財団で内容を審査の上、原則として請求月の翌月に補償費を支払う。</p> <p>ウ 事業対象</p> <p>全国の指定病院等であり、補償を受けるためには、当財団と保険契約を締結することとなる。保険契約は指定病院等であること以外に条件はなく、また、契約にあたり契約金、補償を受けるための手数料等の負担は一切ない。</p> <p>平成23年度末指定病院等の数 約39,000 平成23年度末（共済）契約締結指定病院等 29,278</p> <p>(3) 財源等</p> <p>新規の労災診療費請求時に保険料を徴収し、財源とする（平成25年度からの保険料の予定額 1,439円）。</p> <p>平成23年度徴収件数 467,541件 平成23年度徴収額 8億4,157万円</p> <p>(4) その他</p> <p>当財団が実施している労災診療被災労働者援護事業は、監督署長が行政決定するまでの間の労災診療費の立替え払いを行うことにより、また、本事業は、監督署長により不支給となった場合の健保等との差額の補償を行うことにより、いずれも指定病院等であるための不利益を回避し、両輪の関係において労災指定医制度の円滑な維持運営等を図る事業であるため、全国で1件の例外を除いて援護契約と本契約は双方とも締結されている。</p> <p>（平成23年度末 援護契約29,279件に対し、共済契約は29,278件）</p>
--

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分ができるように記載してください。

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		定款第4条第1項第2号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
08	本事業の実施によって、指定病院等は経済的な不利益を懸念することなく労災診療に専念できることから、被災労働者の迅速な社会復帰が図られること等により、勤労者全体の福祉の向上に資していることは明らかである。	
18	本事業の実施によって、労災診療を実施したにもかかわらず、それに見合う労災診療費の支払いが受けられないという指定病院等であるための不利益が回避される結果、被災労働者は何ら負担なく指定病院等から政府に代わって労災保険による療養(労災診療)を受けられることを目的としている国の労災指定医制度の円滑な維持運営が可能となるものであり、国政の健全な運営の確保に資していることは明らかである。	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>1 事業目的 本事業は、被災労働者の迅速な社会復帰の促進及び労災指定医制度の円滑な維持運営を図るものであって、不特定多数でない者の利益増進を図るものではない。</p> <p>2 事業の合目的性 ア 事業対象は全国の指定病院等である。本事業の実施によって、指定病院等は経済的な不利益を懸念することなく労災診療に専念できる結果、労災保険法の理念とする被災労働者の迅速な社会復帰の促進及び被災労働者が何ら負担なく労災診療を受けられることを目的とする国の労災保険指定医制度の円滑な維持運営が図られるものであって、受益の機会は全国の指定病院等及び勤労者全体が享受するものである。</p> <p>イ 健保等との差額を補償する制度であるため、健康保険診療報酬点数表及び労災保険診療費算定基準に精通している労災保険審査点検業務の経験者及び医療事務に係る有資格者による事務処理体制をとっているほか、本事業の推進全体については、有識者及び指定病院等からなる委員会の審議を経ることとなっている。</p> <p>ウ～エは該当がない。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
特定保険業の認可	保険業法	金融庁(厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働者協同組合業務室)

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 3	情報普及事業: 労災保険制度全般に係る情報提供、普及等を行う事業	

[1] 事業の概要について (注1)

<p>(1) 趣旨・事業をまとめた理由</p> <p>広く国民一般に対し、研修会、ホームページの運用等を通じて労災保険全般に係る正確な知識、情報の提供及び周知普及を図ることを目的とした事業である。</p> <p>アからウの事業は、労災保険全般に係る知識、情報を広く周知普及するとの共通の目的を有することから、一つの事業としてまとめたものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>ア 情報提供事業</p> <p>医療機関、事業主、各種団体等を対象に、労働保険制度全般あるいはニーズを踏まえた医療機関に係るテーマ等についてセミナーを開催する事業。前者を「RIC インフォメーションセミナー」(RICは、Rousaihoken Information Center の略称)、後者を「医療機関のためのセミナー」(両者を総称して「セミナー」という。なお、平成23年度は、地方事務所閉鎖等の事務処理に対応するため、「医療機関のためのセミナー」のみ実施。)として開催する。</p> <p>平成23年度「医療機関のためのセミナー」実施状況 5か所で開催 732名受講 平成23年度開催テーマ</p> <p>a. 「医療訴訟・医事紛争の対応について」 b. 「医療機関における暴言・暴力対策」 c. 「医療機関の接客対策」</p> <p>イ 労災診療費算定実務研修会 (以下「実務研修会」という。)</p> <p>労災指定医療機関等 (以下「指定病院等」という。) を対象に、労災診療費算定基準及びその正確な理解に基づく労災診療費の適正請求を図るための研修会を開催する事業</p> <p>平成23年度 85か所で開催 参加指定病院等 5,701 機関 参加者総数 8,202 名</p> <p>ウ 広報の事業</p> <p>当財団ホームページの運用を通じて、労災保険制度全般に係る情報提供等を図る事業</p> <p>平成23年度アクセス件数 2,693,953 件 (トップページを除く)</p> <p>(3) 財源</p> <p>ア 情報提供事業</p> <p>「RIC インフォメーションセミナー」は参加者からの受講料 (受講料は、講師のランク、セミナーの内容、参加人数等により設定している。実績として、5,000円~6,000円が多い。)、 「医療機関のためのセミナー」は労災診療互助事業からの補助</p> <p>平成23年度「医療機関のためのセミナー」 5か所 351万円の開催補助</p> <p>イ 実務研修会</p> <p>労災診療互助事業からの受講料補助及び指定病院等以外の参加者からの受講料</p> <p>受講料: 2,000円 (平成24年度から 4,000円)</p> <p>ウ 広報の事業</p> <p>情報普及事業による図書の販売費用及び実務研修会等の受講料収入を財源</p>

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分ができるように記載してください。

〔2〕事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		定款第4条第1項第3号及び第4号	
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)		
08	労災保険制度全般に係る幅広い知識、情報の提供及び周知普及を図ることは、指定病院等のみならず、勤労者全体にとっても、労災保険制度等に係る理解を通じて、労働災害が発生した場合の労災保険に係る確かな対応が可能となるものであり、勤労者全体の福祉の向上に資するものである。		
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	【セミナー・実務研修会】 1 広く国民一般に対し労災保険制度全般に係る労災診療費を含む幅広い知識、情報の提供等を目的としたものであり、不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的としたものでないことは明らかである。事業目的は事業計画書に明示している。 2 指定病院等の医療関係者が主たる対象となるが、一般にも受講の機会が開かれている。 3 情報提供事業は、セミナーにより、医療機関に係るものを含めて労災保険制度全般に係る幅広い知識、情報の提供等を行うものであり、実務研修会は労災診療費算定基準等の正確な知識の付与等を行うものであることにおいて、各々労災保険制度の下における専門的な事項を対象としたものであるため、確認行為は行っていない。 また、セミナーの講師は、医師、弁護士等の医療、法律等の専門家であり、実務研修会は都道府県労働局で労災診療費の審査点検などを実施している国家公務員が講師にあたるなど、そのレベルの維持が図られている。 4 セミナーの講師に対しては、90分で10万円程度、国家公務員の講師は無報酬である。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	【広報の事業】 1 事業の目的 ホームページにより、労災保険制度全般に係る幅広い知識、情報の提供を目的としたものであり、不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的としたものでないことは明らかである。 2 事業の合目的性 ア 閲覧するに際して、パスワード等は不要であり、誰でも閲覧可能である。 イ 当財団のホームページは平成23年まで厚生労働省の監修を受けて作成されたものを、委託事業実施後も実質的には同じコンテンツを維持していたが、平成28年度末の改修により大幅に削減した。改修の際には、労災保険制度に精通している当財団の職員が実施し、改修後も、コンテンツの質、正確性は確保されている。 ウ～エは該当がない。	

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款(法人の事業又は目的)上の根拠												
収 1	労災保険制度支援等推進事業	定款第4条第1項第3号、第4号及び第5号												
変更の内容及び理由														
<p>(1) 変更の内容及び理由</p> <p>当財団の収益事業は、「図書の出版販売の事業」として、労災保険制度、労災医療等に関する図書の企画、出版及び販売のみを実施していたところである。</p> <p>しかし、当財団の定款第4条に規定する当財団の目的を達成するために行う事業に該当する事業であっても、収益事業が「図書の出版販売の事業」のみであったことから、国が公告等により実施している委託事業等の入札への参加ができない、あるいは医師会、医療機関及び事業主等からの依頼があった場合もその依頼に応えることができない状況であった。</p> <p>このため、従来の「図書の出版販売の事業」に加え、国、医師会、医療機関及び事業主等からの受託等の事業を実施可能とするよう、収益事業を変更することとしたものである。</p> <p>(2) 事業をまとめた理由</p> <p>従前から実施していた「図書の出版販売の事業」は、労災保険制度、労災医療等に関する図書の企画、出版及び販売を行っていたものであり、今回、追加することとした国、医師会、医療機関及び事業主等からの受託等の事業についても、次の「事業の概要」で記載するとおり労災保険制度の支援等を目的とした事業であり、双方の事業とも、労災保険制度の支援等を図る共通の目的を有した事業であることから、事業をまとめることとしたものである。</p>														
事業の概要														
<p>(1) 図書の出版販売の事業</p> <p>ア 事業の概要</p> <p>労災保険制度の支援等を図ることにより、労災保険制度の適正な運営に資することを目的として、労災保険制度、労災医療等に関する図書の企画、出版及び販売を行う事業</p> <p>イ 対象者</p> <p>国、医師会、医療機関及び事業主等並びに一般国民</p> <p>ウ 平成25年度における実績</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 労災診療費算定実務講座(平成25年度版)</td> <td>発行部数</td> <td>33,500部</td> </tr> <tr> <td>・ Q & A で学ぶ精神障害の労災認定</td> <td>発行部数</td> <td>4,000部</td> </tr> <tr> <td>・ 過労死の労災認定のしくみ(改訂版)</td> <td>発行部数</td> <td>32,000部</td> </tr> <tr> <td>・ 季刊ろうさい(4月、7月、10月、1月の25日発行)</td> <td>発行部数</td> <td>各号約3,500部</td> </tr> </table> <p>注)平成25年度内に上記のほか2種類を作成予定</p> <p>(2) 国、医師会、医療機関及び事業主等からの受託等の事業</p> <p>ア 事業の概要</p> <p>労災保険制度の支援等を図ることにより、労災保険制度の適正な運営に資することを目的として、国、医師会、医療機関及び事業主等から指定されたテーマ・ニーズ等に基づいて行う講演及び研修等並びに労災保険制度及び労災医療等に関する調査・分析等</p> <p>イ 委託元</p> <p>国、医師会、医療機関及び事業主等</p> <p>ウ 実施の機会</p> <p>上記の委託元から、依頼があった場合、あるいは上記の委託元が行う入札等に応札し、落札した場合 また、講演及び研修等については、委託元からのニーズが重複した場合など、当財団の主体的な開催が効果的・効率的であると認められた場合は、当財団が主体的に開催</p>			・ 労災診療費算定実務講座(平成25年度版)	発行部数	33,500部	・ Q & A で学ぶ精神障害の労災認定	発行部数	4,000部	・ 過労死の労災認定のしくみ(改訂版)	発行部数	32,000部	・ 季刊ろうさい(4月、7月、10月、1月の25日発行)	発行部数	各号約3,500部
・ 労災診療費算定実務講座(平成25年度版)	発行部数	33,500部												
・ Q & A で学ぶ精神障害の労災認定	発行部数	4,000部												
・ 過労死の労災認定のしくみ(改訂版)	発行部数	32,000部												
・ 季刊ろうさい(4月、7月、10月、1月の25日発行)	発行部数	各号約3,500部												
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注1)														
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関												
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について(注2)														

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。

その他の事業（相互扶助等事業）について

（事業単位ごとに作成してください。）

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	労災診療互助事業	定款第4条第6号
事業の概要		
<p>(1) 事業目的 全国の労災指定医療機関等（以下「指定病院等」という。）のうち、当財団と労災診療互助事業に係る契約を締結した指定病院等（以下「契約医」という。）の相互扶助等を図るため、(2)の各種事業を実施する。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>ア 長期運転資金貸付金貸付事業 契約医の経営の改善に資するため、低利（平成23年度、年利率0.1%、無担保）で限度額1千万円、原則5年以内の均等償還により長期運転資金を貸付ける事業 平成23年度貸付件数 129件 平成23年度貸付金額 9億5,860万円</p> <p>イ 振興助成事業 労災医療に関する知識と資質の向上を図るため、都道府県医師会が行う指定病院等に対する労災医療に関する研修に助成する事業 平成23年度 38道府県医師会に対し、3,108万円の助成</p> <p>ウ 事業運営費補助事業 都道府県医師会が行う契約促進等に係る事務費等に対して、事業運営費を補助する事業 平成23年度 46道府県医師会に対し、4,838万円の補助</p> <p>エ 普及等促進事業 契約医に対し、労災保険等に係る知識、情報の提供を図るため、参考図書の配付及びセミナー運営費の補助並びに実務研修会への参加助成を行う事業 平成23年度配付図書 図書等6種類、101,370部配布 平成23年度セミナー運営費補助 5か所 351万円 平成23年度実務研修会助成 5,701機関 1,140万円</p> <p>(3) 財源等 契約医から上記に必要な費用を徴収し、財源としている。 なお、本事業については、従来は、共済事業として公2の労災診療補償保険と一体となって実施しており、掛金（1,800円）も共通して徴収していたものであるが、特定保険業認可申請を行うにあたり、労災診療補償保険については保険業法等に基づいた保険料として別途徴収することとしており、本事業に係る費用については、従前の掛金総額から当該保険料を差引いた額が掛金となる。</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。